# 指定訪問介護

ホームヘルプ八千代 運営規定

(事業の目的)

#### 第1条

社会医療法人財団新和会 ホームヘルプ八千代(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な支援を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

#### 第2条

- 1 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ホームヘルプ八千代
- 2 所在地 安城市東栄町一丁目10番1号 八千代在宅ケアセンター 2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 介護福祉士 常勤で兼務1名(サービス提供責任者と兼務)
  管理者は事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うと共に、従事者に事業に関する法令等の規程を順守させるため必要な指揮命令を行う。また自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとする。
- 2 サービス提供責任者 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は次に掲げる事項を行う。

- ① 訪問介護計画(介護予防サービス計画)の作成・変更を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ③ 訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての

情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- 3 訪問介護員: 2.5 人以上(常勤換算) 訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、一部の祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前8時25分~午後5時までとする。

## (事業の内容及び利用料)

#### 第6条

- 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。
  - (1)身体介護
  - (2) 生活援助
- 2 8条の通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。
  - (1) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5キロメートル未満 250円
  - (2) 事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル未満 500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## (緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急 事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定介護事業の実施地域は、

安城市全域、知立市(牛田町、来迎寺町、八橋町)

(その他運営についての留意事項)

#### 第9条

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等(登録訪問介護員等を含む。以下同じ)に対し、個別の訪問介護 員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施する。 なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2カ月以内

# (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的に実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営規定に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

# 第 10 条

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - 二. 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
  - 三. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
  - 四. 全三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

(第三者評価)

# 第 11 条

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

附則 この規定は平成24年4月1日から施行する。

平成25年3月1日改定 平成25年10月3日改定 平成26年5月7日改定 平成26年7月改定 平成28年2月9日改定 平成28年6月30日改定 平成29年4月1日改正 平成29年4月1日改正 平成30年4月1日改定 平成30年9月1日改定

令和1年10月1日改定 令和2年4月1日改定 令和2年6月1日改訂 令和2年8月1日改訂 令和2年9月1日改訂 令和2年10月1日改定 令和3年4月1日改定 令和3年6月1日改定 令和4年6月10日改定 令和4年10月1日改定 令和6年4月1日改定